

# 福祉車両を購入

# 車いすで乗降できる 移送サービスを開始



村社会福祉協議会で購入した、車いすで乗降できる電動リフター付きの福祉車両

移送サービスを利用するにはまず、会員登録が必要です。申し込みは村社会福祉協議会で、移送サービス利用登録申請書に、住所、氏名などを記入し会員の登録をします。利用会員になると年会費として3千円を支払います。（ボランティア会員は除きます）対象者は、村に住所がある方で、車いすを利用しなければ歩くことが困難な方、身体

村社会福祉協議会（佐藤勲会長）では、車いすに乗ったまま乗り降りできる福祉車両1台を購入し、4月1日から移送サービス事業を始めました。この事業は、交通機関の確保が難しい車いす利用者や寝たきりのお年寄りの皆さん、安全・快適に目的地まで移動できることを目的にスタートしました。同協議会では、たくさんの村民の皆さんに利用してもらおうと、利用者や運転・介助ボランティアに協力くださる方を募集しています。

## 利用には会員登録が必要です

上、精神上の障害のため、常に床についている方などで、利用できるのは、通院や入退院、福祉施設の利用時、福祉団体などが主催する会合への参加、公共機関での諸手続き、買い物などです。

移送サービス車両の運行範囲は、原則として村内や久慈管内、隣接する町村（岩泉町、田野畠村）です。運転は同協議会で委嘱した方や移送サー

ビスのボランティア登録した方（運転歴10年以上、過去3年間で人身事故、重大な物損事故を起こしたことのない方、運転免許停止処分を受けている方）に限ります。運行日時は、平日が午前9時から午後4時まで、日曜日は午前9時30分から3時30分までとなっています。利用料は無料ですが、有料道路や有料駐車場を利用した場合は個人負担となり、使用車両の燃料料は満タンでの返却になります。